

東日本大震災における特例措置等について

【目次】

1. 迅速化・簡素化に係る特例措置について

(1)平成 23 年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のため
の調査方法について(平成 23 年 3 月 31 日事務連絡) 1

(2)東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等
について(平成 23 年 4 月 12 日事務連絡) 8

(3)東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の簡素化に
ついて(平成 23 年 4 月 20 日事務連絡) 15

2. 地盤の液状化により損傷した住家の被害認定について

○地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について(平成 23 年 5 月 2
日事務連絡) 17

3. 住家の被害認定に関する照会・回答について

○【参考資料】住家の被害認定に関する疑義について 24

1. 迅速化・簡素化に係る特例措置について

(1) 「平成23年度東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」
(平成23年3月31日事務連絡)

事 務 連 絡
平成23年3月31日

各都道府県
防災担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定 迅速化のための調査方法について

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による住家の被害認定については、内閣府において「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、標準的な調査方法及び判定方法を示しておりますが、平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、迅速に認定を実施し、速やかに災証明書を発行するため、別紙のとおり簡便な調査方法をお示しすることとしました。

つきましては、貴都道府県内の市町村にもお知らせいただき、この方法を活用の上、被害認定の迅速化が図られますよう、お願いいたします。

なお、被害認定業務の実施にあたっては、応急危険度判定士、建築士、土地家屋調査士等に委託することも可能であるので、あわせて周知いただき、必要に応じて活用されたい。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
福井、藤澤

TEL03-3501-5191/FAX03-3581-8933

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、以下の方法による第1次調査により被害を認定し、これに基づいて、り災証明書を発行することができることとする。

1. 津波による住家被害

津波による住家被害に関する標準的な調査・判定方法は現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では定められていないが、水流、浸水等による被害が多く発生していることから、水害の調査方法を参考にすることができると考えられる。

一方で、大量の汚泥やがれきを含んだ海水が住家に被害を及ぼしているという状況を踏まえると、一般的な水害よりも大きな住家被害が発生していることが想定される。

また、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑みると、事務の大幅な簡素化が求められている。

これらの状況を踏まえ、この度の災害の津波による住家被害については、以下のとおり、第1次調査を実施する。

- ①まずは、航空写真を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
- ②流失した住家については、全壊と判定。
- ③流失しなかった住家について、「住家被害認定調査票 津波 第1次」（別添1）を参考に、外観の目視調査だけで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害の程度を判定。

*航空写真については、＜参考1＞を参照

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 水害」により外観目視調査及び内部立入調査を行い、住家の損害割合を算定し、被害の程度を判定。

なお、津波による被害にあわせ、地震被害が発生し、基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合は、全壊と判定する。

2. 地震による住家被害

地震による住家被害については、既に大規模災害時用の調査方法が作成されているところであるが、この度の未曾有の災害にあたって、第1次調査についてさらなる簡素化を図り、以下のとおり実施する。

- ①住家被害認定調査損害割合イメージ図（別添2）により、被災した住家の屋根、壁及び基礎の外観目視調査を行い、住家の損害割合を算定し被害の程度を判定。

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 地震 第2次」により、外観目視調査及び内部立ち入り調査を行い、被害の程度を判定

※平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う津波による住家被害に限り適用

住家被害認定 調査票 津波 第1次		調査票 番号				配置 状況	■判定した住家の範囲が分かるように記載		
		調査日	平成	年	月			日	3
1	調査時	:	~	:					
	調査員								
	所在地								
	世帯主								
2	住家	<input type="checkbox"/> 住家である(居住のために使用されている)							

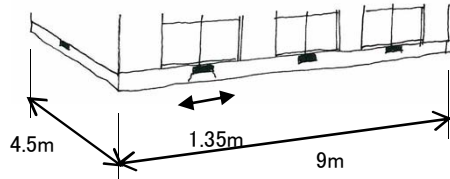
	住家流失	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	概ね1階天井まで浸水	全壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床上浸水概ね1m	大規模半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床上浸水	半壊	<input checked="" type="checkbox"/>
	床下浸水	一部損壊	<input checked="" type="checkbox"/>

(富士常葉大学田中教授作成の調査票を、内閣府において一部修正。)

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

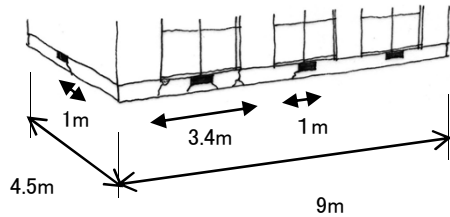
本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<基礎> 構成比10%



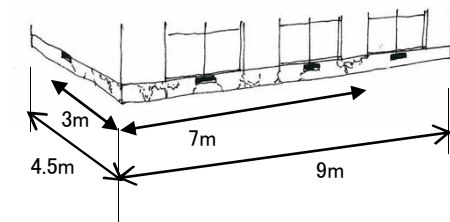
損害割合 1%

ごくわずかの部分にひび割れ



損害割合 4%

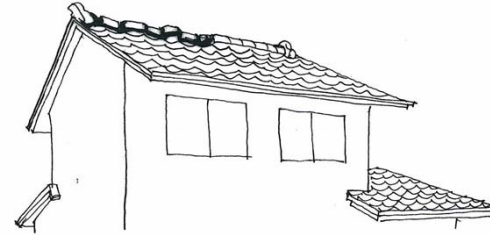
ひび割れが複数の箇所に発生



損害割合 7%

ほぼ全体的にひび割れ発生

<屋根> 構成比10%



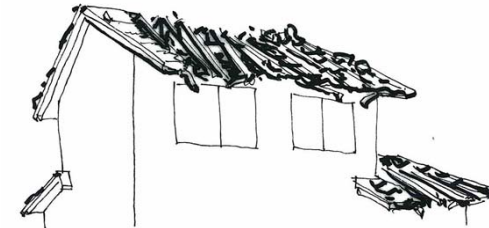
損害割合 1%

棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の損傷は少ない。



損害割合 4%

棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。棟瓦以外の瓦のずれも著しい。



損害割合 10%

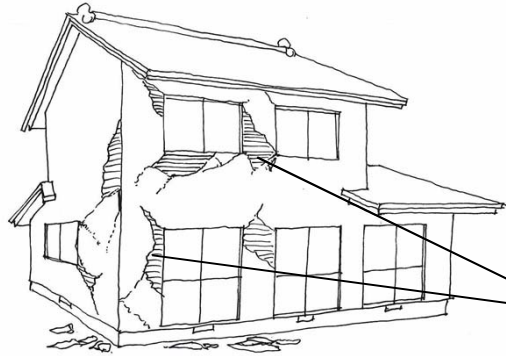
小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている。屋根仕上面全面にわたって不陸、亀裂、剥落が見られる。

住家被害認定調査(地震:木造・プレハブ_第1次B) 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の面積を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比80%

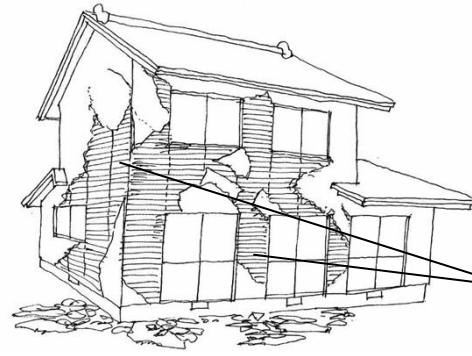
損害割合 16%



40%程度の仕上材が脱落

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

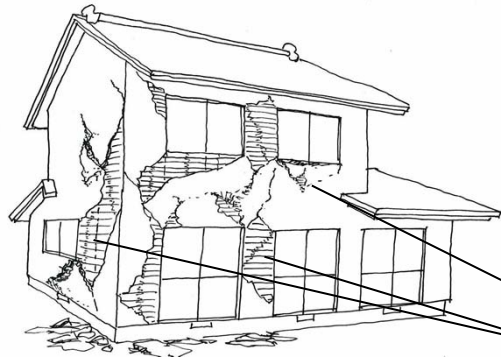
損害割合 48%



80%程度の仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

損害割合 32%



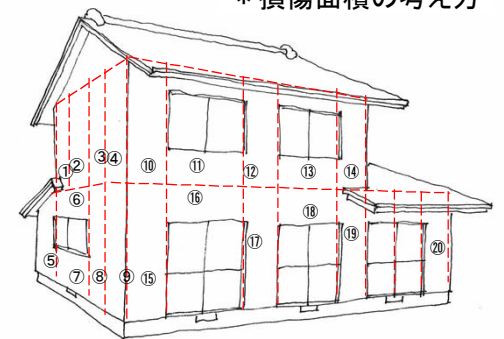
20%程度の仕上材が脱落

40%程度の仕上材が脱落し、下地材にひび割れが生じている。

仕上材が脱落している。(程度Ⅲ)

下地材にひび割れが生じている。(程度Ⅳ)

* 損傷面積の考え方



※仕上材が脱落している場合の取扱い
 壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。
 損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)
 ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)
 破損あり ⇒ 程度Ⅴ(100%)

<参考1>

1. 被災地域の航空写真については、国土地理院のHPで閲覧することができます。

http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html

2. 今回の災害にあたり、内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）において、被災地域の航空写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開されております。

<http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/emt/index.html>

＜参考２＞迅速に被災者支援を実施するための措置

1. り災証明書の発行手続の迅速化

本事務連絡に基づく住家被害認定調査の簡便化により、り災証明書発行手続の迅速化が図られる。

なお、り災証明書は、被災者生活再建支援制度をはじめとする各種被災者支援制度において、適用の判断材料として使われている。

(過去の災害において、り災証明書を判断材料とした被災者支援制度)

給付：被災者生活再建支援金、義援金

融資：(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資、災害援護資金

減免・猶予：税、社会保険料、公共料金

現物支給：災害に係る住宅の応急修理、公営住宅等の一時的な入居、応急仮設住宅の供与

2. 公営住宅の一時受け入れのための被災証明

福島県からの避難者が公営住宅への一時的な入居等のサービスを受ける際に必要な「り災証明書」については、社会的インフラストラクチャーの破壊や原発事故に伴う避難指示による避難者であることを証明する「被災証明書」により、受け入れ市町村において同様の取り扱いがなされるよう、被災者生活支援特別対策本部及び総務省から各都道府県等に対し要請している。

なお、福島県以外の県について「被災証明書」等が発行された場合の取り扱いについては、現在検討中である。

3. 被災者生活再建支援法

(1) 写真添付による申請受付

被災者生活再建支援法の支援金の支給申請の添付書類として、り災証明書が必要であるが、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって申請を受け付けることも可能。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

(2) 長期避難世帯の認定

沿岸部で大津波により地域・集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については、被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」に該当する。

長期避難世帯に認定された場合、当該地域の被災世帯は、住家の被害の程度に関わらず、全壊世帯と同様最大300万円の支援を受けることができる。

長期避難世帯が被災者生活再建支援金の申請を行う場合、市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」を添付すれば足り、「り災証明書」の添付は不要。

事 務 連 絡
平成23年4月12日

〔 岩手県
宮城県
福島県 〕

防災担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について

平成23年3月31日付事務連絡により、東日本大震災に係る住家被害認定の迅速化のための調査方法についてお示ししましたが、被災者生活再建支援金の支給手続の一層の迅速化について、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、貴県内の市町村にもお知らせいただき、被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化が図られますよう、お願いいたします。

記

1. 長期避難世帯等の取扱いについて

沿岸部で津波により地域・集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については、被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」に該当しますが、その取扱いについて、別紙1のとおりまとめましたので、長期避難世帯の認定に当たっては、必要に応じてご活用下さい。

なお、別紙1は、本事務連絡の発出以前に貴県において行われた被害認定を無効とするものではありません。また、長期避難世帯として取り扱う区域においても、同区域内に存する住家について必要な調査を行った上で、住家被害認定として全壊の判定をすることは可能です。

2. 手続の迅速化のための体制の強化について

被災者が一日も早く被災者生活再建支援金の支給を受けられるようにするためには、市町村のみならず、各県の積極的な協力が不可欠であります。その趣旨を十分お汲み取りいただき、市町村の業務の進捗状況を適宜把握していただくとともに、以下のように体制の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

(1) 過去に被災した経験のある市町村等の職員の派遣要請、県・市町村の合同審査方式の導入

住家被害認定については、膨大な件数を処理する必要があることから、過去に被

災した経験のある市町村等において住家被害認定業務に携わった職員の派遣を要請するほか、被災者生活再建支援金の支給について、貴県の関係部局の職員を派遣し市町村と合同で審査を行うなど、今回被災した市町村が円滑に支援金の支給を行えるような体制の構築に努めていただきますようお願いいたします。なお、ご相談がありましたら、内閣府担当者までお問い合わせ下さい。

(2) 避難所における集中処理期間の導入

多数の避難者が集まる避難所については、県・市町村の職員が各避難所を巡回し、集中処理期間を設けて手続を行うことにより、申請者の利便性向上を図るとともに、多くの件数を処理していただきますようお願いいたします。

(3) 総合窓口の設置

り災証明書の発行及び被災者生活再建支援金の申請については、両手続をワンストップで行える総合窓口を設置するなど、可能な限り、被災者の利便性に配慮した体制を整えていただきますようお願いいたします。

3. 住家被害認定迅速化のための調査方法の一部改定等について

平成23年3月31日付事務連絡でお示した「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法」について、このたび、別紙2のとおり、衛星写真を用いた簡便な調査方法を追加しました。

また、(株)日立製作所及び(株)日立ソリューションズから、沿岸部の衛星写真に住宅地図を組み合わせた画像の無償提供がありましたので、貴県及び以下の市町村への配布用として送付いたします。

【対象市町村】

岩手県：洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

宮城県：気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、美里町、東松島市、大郷町、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区）、名取市、岩沼市、柴田町、亶理町、角田市、山元町

福島県：新地町、相馬市、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、いわき市

以上

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
新澤、福井、渡真利

TEL03-3501-5191/FAX03-3581-8933

東日本大震災の津波被害区域における長期避難世帯等の取扱いについて

1. 津波浸水区域における長期避難世帯について

東日本大震災による津波被害に関し、震災発生時に以下の区域内(町丁目・字単位)に居住していた世帯については、被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)第2条第2項ハに規定する長期避難世帯として取り扱って差し支えないものとする。

なお、その場合は、被災者生活再建支援金の支給に関しては個別の世帯毎の調査は不要となる。

- 津波による住宅浸水率が概ね100%であることが航空写真又は衛星写真から確認でき、かつ津波により電気、水道、ガスのライフラインの一部又は全部が失われたことにより、居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域((参考)参照)

なお、住宅浸水率が100%に満たない場合であっても、津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる区域については、同様の取り扱いとすることも差支えない。

また、それ以外の場合であっても、地震又は津波による被害に関し、個別の調査結果に基づき長期避難世帯として認定することも可能である。

2. 津波被害による被害認定の特例について

東日本大震災による住家被害を迅速に認定する方法については、事務連絡「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」により、通知しているところであるが、津波による住家被害については、この通知の内容も踏まえ、以下の方法により被害認定を実施することも可能である。

- 津波浸水区域におけるサンプル調査(当該区域の四隅に立地する住宅の調査等)により、津波により概ね1階天井まで浸水したことが一見して明らかな区域については、当該区域内の住宅全てを全壊と判定する。

(参考)

住宅浸水率が概ね 100%である地域

以下の地域は、今回の災害にあたり、内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）の協力を得て、㈱NTT-ME及び㈱NTTネオメイトが作成した住宅データ、国土地理院が作成した浸水範囲概況図をもとに、津波による住宅の浸水率が概ね 100%であると考えられるものである。

長期避難世帯の認定は、地域の事情等を勘案して、県において行われるものであることから、以下の地域は、あくまでも参考として示すものであり、県の判断で追加・修正を行うことは差支えないことを申し添える。

【岩手県】

宮古市磯鶏 1 丁目
宮古市磯鶏沖
宮古市磯鶏第 4 地割
宮古市宮古第 9 地割
宮古市金浜第 6 地割
宮古市向町
宮古市港町
宮古市高浜 2 丁目
宮古市高浜第 8 地割
宮古市黒田町
宮古市重茂第 5 地割
宮古市新川町
宮古市新町
宮古市赤前第 1 2 地割
宮古市赤前第 1 地割
宮古市赤前第 6 地割
宮古市赤前第 9 地割
宮古市大通 1 丁目
宮古市大通 2 丁目
宮古市大通 3 丁目
宮古市築地 2 丁目
宮古市津軽石第 2 地割
宮古市津軽石第 5 地割
宮古市津軽石第 7 地割
宮古市津軽石第 8 地割
宮古市田老字下撰待
宮古市田老字向山
宮古市田老字川向

(以下省略)

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定の調査方法
(平成23年3月31日策定、平成23年4月12日改定)

平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害については、以下の方法による第1次調査により被害を認定し、これに基づいて、り災証明書を発行することができることとする。

1. 津波による住家被害

津波による住家被害に関する標準的な調査・判定方法は現行の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」では定められていないが、水流、浸水等による被害が多く発生していることから、水害の調査方法を参考にすることができると考えられる。

一方で、大量の汚泥やがれきを含んだ海水が住家に被害を及ぼしているという状況を踏まえると、一般的な水害よりも大きな住家被害が発生していることが想定される。

また、膨大な調査棟数、現在の被災市町村の被害認定業務実施体制に鑑みると、事務の大幅な簡素化が求められている。

これらの状況を踏まえ、この度の災害の津波による住家被害については、以下のとおり、第1次調査を実施する。

- ①まずは、航空写真 **又は衛星写真** を活用して、対象住家が津波により流失したかどうか確認。
- ②流失した住家については、全壊と判定。
- ③流失しなかった住家について、「住家被害認定調査票 津波 第1次」(別添1)を参考に、外観の目視調査だけで、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の被害の程度を判定。

*航空写真 **及び衛星写真** については、<参考1>を参照

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 水害」により外観目視調査及び内部立入調査を行い、住家の損害割合を算定し、被害の程度を判定。

なお、津波による被害にあわせ、地震被害が発生し、基礎のいずれかの辺が一見して全部破壊しており、かつ破壊している基礎の直下の地盤に地震に伴う陥没、隆起、液状化等の被害が生じている場合は、全壊と判定する。

2. 地震による住家被害

地震による住家被害については、既に大規模災害時用の調査方法が作成されているところであるが、この度の未曾有の災害にあたって、第1次調査についてさらなる簡素化を図り、以下のとおり実施する。

- ①住家被害認定調査損害割合イメージ図(別添2)により、被災した住家の屋根、壁及び基礎の外観目視調査を行い、住家の損害割合を算定し被害の程度を判定。

※判定結果に納得がいかない被災者に対しては、第2次調査として、「住家被害認定調査票 地震 第2次」により、外観目視調査及び内部立ち入り調査を行い、被害の程度を判定

<参考1>

1. 被災地域の航空写真については、国土地理院のHPで閲覧することができます。

http://www.gsi.go.jp/BOUSAI/h23_tohoku.html

2. 今回の災害にあたり、内閣府内に置かれたボランティアによる地図作成チーム（EMT）において、被災地域の航空写真と住宅地図を重ね合わせたものをWEB上で公開されております。

<http://www.drs.dpri.kyoto-u.ac.jp/emt/index.html>

3. 沿岸部の被災地域の衛星写真については、(株)日立製作所及び(株)日立ソリューションズから無償提供の申し出がありました。

連絡先 (株) 日立ソリューションズ

TEL 0120-421-126

URL <https://www.hitachi-solutions.co.jp/inquiry>

<参考2> 迅速に被災者支援を実施するための措置

1. り災証明書の発行手続の迅速化

本事務連絡に基づく住家被害認定調査の簡便化により、り災証明書発行手続の迅速化が図られる。

なお、り災証明書は、被災者生活再建支援制度をはじめとする各種被災者支援制度において、適用の判断材料として使われている。

(過去の災害において、り災証明書を判断材料とした被災者支援制度)

給付：被災者生活再建支援金、義援金

融資：(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資、災害援護資金

減免・猶予：税、社会保険料、公共料金

現物支給：災害に係る住宅の応急修理、公営住宅等の一時的な入居、応急仮設住宅の供与

2. 公営住宅の一時受け入れのための被災証明

福島県からの避難者が公営住宅への一時的な入居等のサービスを受ける際に必要な「り災証明書」については、社会的インフラストラクチャーの破壊や原発事故に伴う避難指示による避難者であることを証明する「被災証明書」により、受け入れ市町村において同様の取り扱いがなされるよう、被災者生活支援特別対策本部及び総務省から各都道府県等に対し要請している。

なお、福島県以外の県について「被災証明書」等が発行された場合の取り扱いについては、現在検討中である。

3. 被災者生活再建支援法

(1) 写真添付による申請受付

被災者生活再建支援法の支援金の支給申請の添付書類として、り災証明書が必要であるが、住宅の全壊が写真で確認できる場合には、その添付をもって申請を受け付けることも可能。

なお、り災証明書の提出を不要とするものではなく、り災証明書の発行が開始された後、遅滞なく提出することが必要である。

(2) 長期避難世帯の認定

沿岸部で津波により地域・集落全体が壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われたような地域については、被災者生活再建支援法の「長期避難世帯」に該当する。

長期避難世帯に認定された場合、当該地域の被災世帯は、住家の被害の程度に関わらず、全壊世帯と同様最大300万円の支援を受けることができる。

長期避難世帯が被災者生活再建支援金の申請を行う場合、市町村が発行した「長期避難世帯に該当する旨の証明書」を添付すれば足り、「り災証明書」の添付は不要。

事 務 連 絡
平成23年4月20日

各都道府県

防災担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(災害復旧・復興担当)

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の簡素化について

被災者生活再建支援金の支給について一層の迅速化を図るため、下記のとおり、手続を簡便に行う方法をお示ししますので、貴県内の市町村にもお知らせいただき、被災者への周知が図られますよう、お願いいたします。

記

1. 住民票の取扱いについて

被災者生活再建支援法Q & A(平成23年3月22日改定)において、市役所、町村役場が被災するなどにより、支援金の申請に必要な住民票の発行が困難な場合、住民票に代わるものとして市町村が発行した「当該被災世帯に属する者の数を証する書面」の添付をもって支援金の支給申請を受け付けることが可能であるとしておりますが、これをさらに弾力化し、

住民票の提出が困難であると認められる者について、支援金の申請窓口において、口頭質問等により本人確認を行い、「被災世帯に属する者の数を証する書面」を発行し、住民票に代わる書面として取り扱って差し支えないこと

「被災世帯に属する者の数を証する書面」については、支援金の申請窓口において、被災者から提出された支給申請書に、受付側において被災世帯に属する者の数を証する旨の記載を行うことにより代えることができることとします。

2. 外国人からの申請について

外国人世帯にあつては、住民票に代えて、外国人登録証明書の写しを添付させることとしておりますが、1.に準じた取扱いとして差し支えないこととします。

3．預金通帳の写しについて

支援金の申請においては、預金通帳の写しの添付を必要としておりますが、今回の災害により申請者が預金通帳を紛失した場合は、申請者の口座に係る金融機関・支店名、口座番号の申告を受けることにより代えることができることとします。

4．支援金の振込先口座の開設について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」が改正され、金融機関において、被災者が本人確認書類を全て紛失するなどして正規の方法で本人確認を行うことが困難である場合には、本人確認書類が整うまでの暫定的な措置として、当分の間、被災者の申告により本人確認ができることとなっております。

以上

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）付
新澤、渡真利、藤澤

TEL03-3501-5191/FAX03-3597-9091

2. 地盤の液状化により損傷した住家の被害認定について

○地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について(平成23年5月2日事務連絡)

事 務 連 絡
平成23年5月2日

各都道府県
防災担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(災害復旧・復興担当)

地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について

「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)に規定される住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月内閣府(防災担当)) (以下「運用指針」という。)において、標準的な調査方法及び判定方法を示しておりますが、東日本大震災における地盤の液状化による被害の現状を踏まえて、地盤に係る住家被害認定の合理化を図り、別紙のとおり、調査・判定方法を作成しましたので、お知らせします。

つきましては、貴都道府県内の市町村にもお知らせいただき、地盤に係る住家の被害認定については、既に被害認定が進められている平成23年東日本大震災における地盤の液状化による住家被害を含めて、当分の間、運用指針に代えて、この方法を活用の上、適切な被害認定が実施されますよう、お願いいたします。

また、被災者により既に修復された住宅についても、写真等の客観的な証拠等をもとに、個別の事情をも確認した上で、被害認定が実施されますよう、お願いいたします。

問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付
参事官(災害復旧・復興担当)付
福井、藤澤

TEL03-3501-5191/FAX03-3581-8933

地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法

地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定については、以下の方法により、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表す損害割合を算定し、住家の被害の程度を判定する。

なお、地盤そのものは、住家の主要な構成要素ではなく、地盤に何らかの被害があることをもって直ちに住家の被害があることとなるものではないことに留意されたい。

・第1次調査

第1次調査は外観目視調査により、次の(1)～(3)の順に判定を行う。

(1) 外観による判定

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月内閣府(防災担当))(以下「運用指針」という。)第1編 地震による被害 1. 第1次調査に基づく判定 (1) 外観による判定により実施する。

(2) 傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

住家に不同沈下があり、かつ、傾斜が1/100以上1/60未満の場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。

また、傾斜が1/100未満である場合は、傾斜による判定は行わない。

(3) 住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

住家の床上1 mまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の床まで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を40%以上50%未満とし、大規模半壊と判定する。

基礎の天端下25 cmまで地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を20%以上40%未満とし、半壊と判定する。

・第2次調査

第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合、第2次調査を実施する。第2次調査は、次の(1)～(4)の順に判定を行う。

(1) 外観による判定

運用指針 第1編 地震による被害 2 . 第2次調査に基づく判定
(1) 外観による判定により実施する。

(2) 傾斜による判定

住家に不同沈下があるかどうかを外観目視調査により把握するとともに、外壁又は柱の傾斜を下げ振り等により測定し、判定を行う。

傾斜は原則として住家の1階部分の外壁の四隅又は四隅の柱を計測して単純平均したものとする。

傾斜が1/20以上の場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

傾斜が1/20未満の場合は、(3)住家の潜り込みによる判定を行い、これにより全壊とならない場合には(4)部位による判定を行い、判定する。(4)の場合において、傾斜が1/60以上1/20未満の場合は、基礎及び柱(又は耐力壁)の損害割合に代えて、傾斜による損害割合を25%(住家に不同沈下がない場合は15%)として算定する。

(3) 住家の潜り込みによる判定

住家の基礎等の地盤面下への潜り込み状況を外観目視調査により把握し、判定する。

住家の床上1 mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んでいる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。

住家の床上1 mまで地盤面下に潜り込んでいない場合は、(4) 部位による判定を行い、判定する。

(4) 部位による判定

原則として、運用指針 第1編 地震による被害 2 . 第2次調査に基づく判定 (3) 部位による判定のとおりとするが、以下の点に留意して各部位の損傷率を把握し、それに部位別の構成比を乗じたものの合計 (住家の損害割合) を算定する。

1) 住家の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25 cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25 cmまでの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

床の損害割合を10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

2) 住家の傾斜が $1/100$ 以上 $1/60$ 未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%とし、1階の外壁及び内壁の損傷率を100%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下25 cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合及び床の損害割合をそれぞれ10%とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下 25 cm までの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

床の損害割合を 10% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

3) 住家の傾斜が 1 / 100 未満の場合

住家の床までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を 10% とし、1 階の床、外壁及び内壁の損傷率を 100% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下 25 cm までのすべての部分が地盤面下に潜り込んだ場合

基礎の潜り込みによる損害割合を 10% とし、1 階の床の損傷率を 100% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

基礎の天端下 25 cm までの部分のうち、地盤面下に潜り込んでいない部分がある場合

原則として、各部位の損害割合から住家の損害割合を算定する。

床下に堆積した砂を除去するため、床の一部（床板等）の取り外しが必要である場合においては、床の損傷の程度（損傷程度 75%）と判定するとともに、液状化による基礎の損傷率を 10% とした上で、その他の部位の損害割合とあわせて、住家の損害割合を算定する。

・被災者から再調査の申請があった場合の対応

第 2 次調査実施後、被災者から再調査の申請があった場合には、再調査に至る事情を聴取し、再調査が必要と考えられる点があれば、その点について再調査を行う。

再調査に基づく住家の被害の程度の判定結果については、理由とともに当該被災者に示す。

・留意事項

(3) (3) (4)の住家の潜り込みによる判定にあたって、地盤と基礎等の間に隙間がある場合、通風が確保できるか、排水ポンプなどの外構工事により対応できないか等を踏まえて判断する。

運用指針においては、「基礎の損傷率が75%以上となる場合は、当該住家の損害割合を50%以上とし、全壊と判定する。」とされているが、この規定中の「基礎の損傷率」に(4)の「基礎の潜り込みによる損害割合」及び「液状化による損傷率」は含まないものとして判断する。

地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定

傾斜 潜り込み	1/20 以上 不同沈下がある場合	1/60 以上 1/20 未満 不同沈下がある場合	1/100 以上 1/60 未満 不同沈下がある場合	1/100 未満
床上 1m [1.5m]	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊	1次・2次 全壊
床まで [0.5m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 35+25x+	1次 大規模半壊 2次 20+25x+	1次 大規模半壊 2次 10+35x+
基礎天端下 25cm まで [0.2m]	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 35+	1次 半壊 2次 20+	1次 半壊 2次 10+10x+
それ以下	1次・2次 全壊	1次 大規模半壊 2次 35+	1次 半壊 2次 10+	1次 被害なし 2次 <通常被害認定>

x : 1階の床面積 / 住家の延床面積、 : 建具、設備等の被害

3. 住家の被害認定に関する照会・回答について

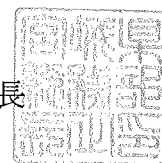
○【参考資料】住家の被害認定に関する疑義について

危 第 145 号
平成24年 1月16日

【参考資料】

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当） 殿

宮城県総務部長



住家の被害認定に関する疑義について（進達）

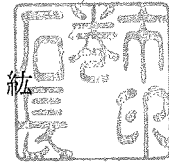
このことについて、石巻市長から別添のとおり照会文書の提出がありましたので送付します。

担当
総務部危機対策課防災対策班 菅原
NTT回線：022-211-2375
NTT回線FAX：022-211-2398
e-mail：kikib@pref.miyagi.jp

石税課室第104号
平成24年1月6日

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当） 殿

石巻市長 亀山



住家の被害認定に関する疑義について

日頃より本市運営にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日付府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に規定される住家の被害認定については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成21年6月内閣府（防災担当））（以下「運用指針」という。）において、標準的な調査方法及び判定方法が示されていますが、下記事例の判定に関して市民から問い合わせがあり、その根拠に窮していますので、御多忙中恐縮ですが、至急御教示御回答煩わしたく照会いたします。

記

- 1 「地盤に係る住家被害認定の調査・判定方法について」（平成23年5月2日付内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害復旧・復興担当）事務連絡）で、地盤に係る住家の被害認定は、当分の間は運用指針に代えて活用する調査方法が示されているが、事務連絡には戸建又は集合住宅、木造又は非木造の記載がないので、全ての住家被害に適用することが可能かどうかご教示願います。

※注 運用指針中、木造・プレハブと非木造では傾斜の全壊判断では1/20：1/30と相違がある。不同沈下による傾斜のみ同一基準となるがかまわないのか。

- 2 東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動で、本市鮎川浜の水平変化量は東南東に530cm、高さで116cm沈下している。（国土地理院発表の地盤沈下調査結果、市内5地点の平均で85.6cm沈下）市内沿岸部の沈下量が特にひどく、潮の干満に伴い冠水被害も常態化している。市内全体が沈下している地盤被害と考え、前記事務連絡中「地盤被害に伴う傾斜（床・基礎を含む）及び潜り込みに係る住家の被害認定」の表にある潜り込み「床まで[0.5m]」を適用し、全ての住家を1次調査「大規模半壊」と認定することは可能かどうかご教示願います。

- 3 「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る住家被害認定迅速化のための調査方法について」（平成23年3月31日付内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（災害復旧・復興担当）事務連絡）で、簡便な調査方法が示されているが、「住家被害認定調査票 津波 第1次」を参考にした外観の目視調査の際に、事務連絡には戸建又は集合住宅、木造・プレハブ又は非木造の記載がないので、全ての住家被害に適用することが可能かどうかご教示願います。

4 前記「住家被害認定調査票 津波 第1次」の中で、概ね1階天井まで浸水と記載のある欄の画像は1階が居住分以外（倉庫又は車庫）の併用住宅に見えるが、1階には居住専用分の無い（玄関ホールや階段のみ）併用住宅も同様に1階の浸水高で適用することが可能かどうかご教示願います。

5 宮城県総務部消防課管理調整班より、各市町村被災者生活再建支援制度担当者あてに提供されている「被災者生活再建支援法に関する各種質疑関係(H23.5.24 送付)」の中で、以下の内容がある。

No.	質問内容	回答
49	今回、沿岸地域の津波による被害が多いのですが、沿岸に高層のマンションがあり、床上浸水のため、1棟として大規模半壊と認定された場合、1、2階の被害がある世帯はもちろんですが、3階以上の実害のない世帯もすべて大規模半壊の判定となり、基礎支援金、加算支援金の該当となると解してよろしかったでしょうか。	お見込みの通り

この質問内容は、津波被害で床上浸水のため1棟として大規模半壊と認定された場合とあるが、津波被害でマンションに躯体被害は発生せず、前記の方法により1階の浸水高でマンションを1棟同一の判定をしていると考えられる。本市においても同様の扱いとすることは可能かどうかご教示願います。

6 本市と隣接する東松島市では、「今回の津波による浸水被害は、大量の汚泥、油が混じった海水によるものであり、かつ、被災後の停電・断水により、家屋の洗浄・修繕作業に時間を要していることから、浸水による集合住宅全体の構造体等に影響する被害を受けていると想定されることから、各居住階・各戸単位による災判定結果の最高判定に基づき「集合住宅1棟全体」の災判定とすることとしますので、ご了承願います。」との理由で、8月1日より、再判定後の災証明書を交付した。(別紙写し参照)

「9月6日 内閣府が現地調査を実施し、判定方法等について「問題がない」ことを確認」と宮城県資料に記載があるが、東松島市との隣接地区にある木造・プレハブの集合住宅は全く同じ状況の被害を受けており、記載された事由に合致すると認められる家屋は、同様の扱いとすることは可能かどうかご教示願います。

7 平成17年5月13日参議院災害対策特別委員会議事録の中で、仁比聡平参議院議員の質問「家屋被害の認定業務の権限と責任というのがどこにあるか」「県や国が違うんだというふうにして否定をするということはあるんでしょうか。」に、柴田高博政府参考人は「市町村がその現地調査などを行いまして、確認した事実に基づき市町村の事務として認定を行う」「国としてその認定結果に関与するものではございません」と発言している。被害認定は「災害の被害認定基準」と「運用指針」を基としての的確に実施するものであるが、上記の事例について明確な根拠の提示がない場合は本市の判断で行うこととなりますので、ご教示方お願いいたします。

担当：生活環境部税務課課税管理室 三浦
電話：0225-95-1111 内線 3112

津波被害を受けた集合住宅における「り災証明書」の判定変更の取扱いについて



平成23年8月1日
総務部震災復旧対策室

これまで、津波被害による集合住宅のり災判定について、各戸単位の判定とし、浸水被害を受けた1階居住の世帯に対しては、り災申請窓口において家屋への浸水到達点を聞き取り方式によるり災判定を行い、また、津波被害を免れた2階居住の世帯に対しては、屋根・壁・家屋の構造体等、部位別に表面に現れた地震による被害を調査してり災判定を行っていました。

今回の津波による浸水被害は、大量の汚泥、油が混じった海水によるものであり、かつ、被災後の停電・断水により、家屋の洗浄・修繕作業に時間を要していることから、浸水による集合住宅全体の構造体等に影響する被害を受けていると想定されることから、各居住階・各戸単位によるり災判定結果の最高位判定に基づき「集合住宅1棟全体」のり災判定とすることとしますので、ご了承願います。

1. 該当する集合住宅

該当となる集合住宅については、「2階以上の建物で、1棟の建物の中に複数の住戸があるもの」を指します。1棟1住戸の場合は、「一戸建て住宅」となり、また、1戸建て住宅が横につながった形式の場合は、「長家住宅」となり、今回の集合住宅の該当にはなりません。

※対象となる集合住宅については、震災復旧対策室の方でリスト化しております。

一部損壊→半壊	121世帯	半壊→大規模半壊	50世帯
一部損壊→大規模半壊	191世帯	半壊→全壊	41世帯
一部損壊→全壊	448世帯	大規模半壊→全壊	95世帯

2. 津波被害対象となる集合住宅の該当要件

津波被害対象となる集合住宅については、1階部分の家屋が「浸水により半壊以上（床上浸水以上）のり災判定を受けている」ことが該当要件になります。

3. 集合住宅1棟り災判定方法

これまで各戸単位で行った、り災判定結果から著しく被害の大きい住戸の判定に基づき、集合住宅1棟全体をり災判定します。

4. 集合住宅1棟による再判定後のり災証明書の交付方法

(交付開始日・場所等)

- ・8月1日(月)から 市役所本庁舎1階101会議室にて交付

※既交付のり災証明書の判定が集合住宅全体での最高位判定であり、り災判定変更がない場合であっても、「集合住宅1棟判定」としてのり災証明書を交付します。

(申請に必要なもの)

- ・再判定交付申請の方は「既交付のり災証明書並びに印鑑」を持参
- ・新規交付申請の方は「印鑑」を持参

5. 各種被災者支援制度の新規申込み・変更の手続き

集合住宅1棟による再判定に伴い、今回新たに半壊・大規模半壊・全壊にり災判定された世帯については、各種被災者支援制度（義援金、被災者生活再建支援金、医療費・介護保険・検診における自己負担の免除等）の該当となるため申請手続き等が必要となります。

また、義援金、被災者生活再建支援金など、り災程度により支給額等が異なるものについては、変更申請などの手続きが必要となります。

※各種被災者支援制度の担当となる部署は、8月1日(月)から始まるり災証明書の交付の際、各種被災者支援制度の申請手続きに必要な申請書やパンフレット等を準備するとともに、円滑な被災者対応が図られるよう窓口体制を整えておく必要があります。

平成24年2月8日

宮城県総務部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付

参事官(災害復旧・復興担当)

住家の被害認定に関する疑義について(回答)

このことについて、下記のとおり回答を作成しましたので、石巻市長へご回送願います。

記

記1について

お見込みのとおりです。

記2について

住家の「地盤面下への潜り込み」と地盤の沈下は、異なる物理現象です。このため、地盤の沈下した地域に存する住家を、地盤面下へ潜り込んだ住家とみなして認定することは、5月2日付事務連絡の主旨とは異なります。

記3について

3月31日付の当該事務連絡は、迅速に認定を実施し、速やかに被災証明書を発行するため、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(以下、「運用指針」という。)等に基づく調査方法の考え方の範疇で、簡便な調査方法をお示ししたものです。このため、簡便な調査方法による第1次調査を行い、その判定結果に納得がいかない被災者に対しては、本来の運用指針等に基づき第2次調査を行う仕組みとしています。

「住家被害認定調査票 津波 第1次」(別添1)は、津波による住家被害の第1次調査を迅速に実施する際の参考として、写真のとおり1～2階の戸建ての木造・プレハブの事例を例示したものです。これによって、戸建又は集合住宅、木造・プレハブ又は非木造といった類型区分に対する考え方を変更するものではありません。よって、例えば、集合住宅であって各住戸間で明らかに被害程度が異なる場合は、各住戸別に判定し認定することが適当です。

記4について

店舗兼住宅のような併用住宅の場合にあっては、「被災者生活再建支援法 Q&A」(平成23年6月1日府政防第520号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興担

当)通知)のQ9・A9の考え方を援用することが適当です。

記5について

お尋ねの事例では、「沿岸に高層のマンションがあり、床上浸水のため、1棟として大規模半壊と認定された場合」としながら、「1,2階の被害がある世帯はもちろんですが、3階以上の実害のない世帯もすべて大規模半壊の判定となり」としているところ、仮に実害の無い世帯であるとすれば、棟の躯体に被害を受けていないこととなり、そもそも当該事例を大規模半壊と認定することについては疑義があります。

なお、「被災者生活再建支援法に関する各種質疑関係(H23.5.24送付)」については、1棟として大規模半壊と認定された場合は当該集合住宅内のすべての世帯が被災者生活再建支援金の支給対象となるかとの問に対して、被災者生活再建支援金の支給事務の観点から「お見込みのとおり」として回答しているものであると、宮城県庁から聞いています。

記6について

東松島市においては、実際の集合住宅の被害認定においては国の運用指針等に沿った判定が行われていることを確認しています。なお、お示しの東松島市の「津波被害を受けた集合住宅における『り災証明書』の判定変更の取扱いについて」は、使用されたことも公表されたこともない資料であることを確認済みであることを申し添えます。